

提出書類一覧【継続認定(一般認定に変更する・扶養手当が認定される者)】

提出書類			被扶養者申告書【認定用】	※（市区町村発行の課税・非課税証明書の収入内類が記載されているものは提出不要）	収入確認					その他
○：必須 ★：該当する場合のみ （★）：提出書類で認定要件の確認ができない場合は、別途書類の提出を求める場合があります。					公的年金 （企業年金含む） ・個人年金等 がある	給与・報酬等の 勤労収入 がある	事業・資産の 収入がある	株の譲渡、 配当等の 収入がある	雇用保険等 （失業給付） を受給してい る	
被扶養者申告書と添付書類は、ホチキスで止めて全ての書類が揃ってから提出してください。			※1		※書類の最新源（確定の写し） ※書改定通知書（決定・振込・変更・書類の写し） ※源泉徴収票は不可	※支払証明書の源泉徴収票・通帳の写し ※支給細明書の写し ※給与の月々の支	てい※等しいもの も出のし の日記載され	・・明細書の ・年間取 ・配当金の ・引当金の ・通告知書の ・写し	雇用保険受給資格者証 （両面の写し）	
追加書類を送付する場合は、被扶養者申告書の写しを表紙としてください。						※2	※3			
・事実発生日以降、速やかに手続きしてください。										
・書類の申告日や所属所文書受付印の日付は、事実発生日以降としてください。										
認定の種類	被扶養者の要件を引き続き備える者	事実発生日	給付様式 第2-1-1号			支払証明書は 給付様式第2-6号				
一般認定から一般認定へ	年度末までに22歳になり、扶養手当の認定が終了になったが、障害等があり引き続き扶養手当の認定対象者となった者※4	扶養手当の認定要件を備えるに至った日	○		★※6	★※6	★※6	★※6	★※6	（★）
特別認定から一般認定へ	60歳になり扶養手当の認定対象となった者（父母、祖父母）	扶養手当の認定要件を備えるに至った日	○	★※5	★※7	★※7	★※7	★※7	★※7	（★）
	障害等があり扶養手当の認定対象となった者 ※4	扶養手当の認定要件を備えるに至った日								
	組合員が、扶養手当が認定されない任用形態（再任用職員、会計年度任用職員等）から、扶養手当が認定される任用形態（常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員等）になった場合	扶養手当の認定要件を備えるに至った日								
	その他の事由により扶養手当の認定（支給）対象となった者	扶養手当の認定要件を備えるに至った日								

※1【県立学校のみ】扶養手当の認定状況の確認が必要なため、学校事務センターを経由して当支部へ提出してください。添付書類は学校事務センターに提出する「扶養手当を申請する場合に必要な書類」とは別に用意してください。被扶養者申告書と添付書類は、「扶養手当を申請する場合に必要な書類」とは別にホチキスで止めて、学校事務センターに送付してください。

【県機関（県立学校を除く）のみ】庶務事務システムから出力した「扶養親族届」（扶養手当の認定または取消が承認されたもの）を添付してください。

※2 アルバイト等の収入がある場合は、認定日の直近3か月分の給与明細書の写しまたは給与等支払証明書(給付様式第2-6号)を提出してください。収入が減少した(3か月限度額を超えていない)と判断される月の翌月1日または給与明細書等に給与支給日の印字がある場合は、支給日の翌日から認定が可能です。支給日の印字が無い場合は、当月分に支払いがあったものとみなします。

※3 前年の確定申告等の収入で判断します。収入から共済組合で必要経費と判断したものを控除した額が、収入要件以内でなければ認定できません。確定申告の必要経費とは異なります。詳細は共済事務の手引き(資格編)をご確認ください。

※4 扶養手当認定時に提出した障害のあることが分かる書類を添付してください。

※5 検認を受ける前に一般認定へ変更となる場合は、最新の課税・非課税証明書を添付してください。収入の種類を確認します。3か月以内に発行されたものが必要です。海外居住のため、証明書が発行されない場合は、除票となった住民票または1月1日に国内にいないことが分かる書類（パスポート等）の写しが必要です。

※6 扶養手当認定時に提出した収入のわかる書類を添付してください。

※7 検認を受けた日または特別認定日以降、収入がある場合は、その期間の収入が確認できる書類を提出してください。また、扶養手当認定時に提出した収入のわかる書類添付してください。無収入の期間があった場合は、申立書（給付様式第12-2号）で無収入であった期間を申し立ててください。